

介護事業者の事故対応

サ高住の利用者に地域密着デイを紹介してトラブル

ー地域密着サービスは住民しか利用できないー

■利用者の住民票が異動されていない

2カ月前にA市のサービス付き高齢者向け住宅に入居したSさんは、入居直後にサ高住と同会社の居宅介護支援事業所のケアマネジャーの勧めで認知症デイサービスを利用し始めました。ところが2カ月後に、デイサービスからケアマネジャーに「国保連から利用料が返戻になった、どうしたら良いか？」と連絡がありました。調べてみると、Sさんはサ高住に入居する前はB市に住んでいましたが、入居後に住民票を異動しておらず、介護保険の保険者もB市のままであったため、地域密着型の認知症デイサービスは利用できないことが分かりました。サ高住もケアマネジャーも、Sさんの保険証がB市のままであったことに気付かず、しかも認知症デイサービスが地域密着型であることも知りませんでした。

デイサービスはサ高住職員もケアマネジャーも気付かなかったことを、落ち度であるとして2か月分の利用料を負担するようにサ高住の経営法人に求めてきました。法人では「地域密着デイサービスであれば、利用者に住民票を確認すべきでは？」とデイサービスの責任も主張します。どうしたら良いのでしょうか？

住民票が他の市でも住所地特例が基本的には使える・・・？

■地域密着型サービスは住民しか利用できないが・・・

利用者の住民票が異動されておらず、保険者もA市に変更になっていなければ、地域密着型の介護保険サービスは利用できません。しかし、住所地特例と言う制度があります。住民票が異動されていない場合や、本人は異動されていても保険者が変更になっていない場合にはこの制度が使える場合があります。



2015年の介護保険制度改正・報酬改定で住所地特例が見直され、対象が拡大されました。この介護保険法の改正による住所地特例の拡大により、A市のサ高住に入所しているが、住民票の住所地がB市の利用者でも、A市の地域密着サービスを利用できるようになりました。

そのため、本事例でも住所地特例を使える可能性もあり、調べてみる必要があります。ただし、この特例の対象となるのは2015年以降にサ高住に入居した利用者となりますので、それ以前に入居した人は対象外となり、注意が必要です。

■住所地特例が使えなかった場合

まず、誰の過失によって起きた損害かを検証してみましょう。具体的な介護保険サービスの利用は、ケアマネジャーの作成するケアプランによって決定されるため、ケアマネジャーが利用者の住所地から、地域密着のデイを利用できないことに気付かなければなりません。となると、ケアマネジャーの過失が大きいことは確かです。

次にデイサービス事業者側が利用者の住所地(B市)を把握していれば、自らの介護保険サービスの対象者が、どのような利用者であるかについても把握していなければならず、デイサービスにも落ち度があると言えるでしょう。しかし、現住所がサ高住の住所であれば、B市の住所であることをデイサービスは把握することは難しく、デイサービスの落ち度はないと考えられ、デイサービスは居宅介護支援事業所に賠償請求できます。居宅介護支援事業所は加入している損害保険から「経済的損害」として、保険金が支払われるか確認をしてみる必要があります。

発行責任者

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
 マーケット開発部 市場開発室
 担当 堀江・窪田
 TEL 03-5789-6456

担当課・支社 代理店